

(書式 1 - 3 - 2 - 3)

遺留分減殺請求の相手方を指定し、かつ、対象財産の順序を指定する遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、その有する預貯金の全てを、妻（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）及び長男（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に対し各2分の1の割合で相続させる。

第2条 遺言者は、前条の預貯金を除く遺言者の有する不動産を含む一切の財産を、長男（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

第3条 遺言者は、遺留分の減殺は、長男に相続させる財産からすべきものとし、そのうち、第1条の財産からすべきものと定める。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

第3条は、民法第1034条但書の意思表示であるが、「相続させる」遺言も、減殺請求に関しては、遺贈と同順序と解される。

減殺の順序については、対象となる財産や相手方によっても定めることができるが、その両方によって定めることもできる。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所